

堺市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

堺市国民健康保険条例施行規則（昭和35年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

（保険料の減免の額に係る端数計算）

第15条の2 第13条から前条までの規定により減額し、又は免除する保険料の額を決定する場合において、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

様式第10号（甲）及び様式第10号（乙）中

「

記号番号

を

」

「

記号番号

住所
氏名

に改める。

」

様式第10号（丙）から様式第10号（戊）までの規定中

「

記号番号

を

」

「

記号番号

住所
氏名
生年月日

性別 に、

」

「

特別徴収 対象年金	
--------------	--

を

」

特別徴収 対象年金		に改める。
特別徴収 対象年金額		

様式第11号(乙)から様式第11号の2(乙)までの規定中

記号番号		を
------	--	---

住所 氏名	記号番号	生年月日	性別	に
----------	------	------	----	---

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の第15条の2の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料の減免について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料の減免については、なお従前の例による。